

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (農業経営基盤強化準備金、農用地等を取得した場合の課税の特例)
農水02	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
農水03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業経営基盤強化準備金
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す。以下同じ。）から新たな達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で約3%（14万ha）増加させることを政策目標としており、本措置の延長期間（2年間）において約6%（28万ha）の増加を目指す）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 従来の年度毎の目標値は面積（14万ha）で設定されていたが、担い手が利用する農地面積を80%とする最終的な目標との関係が分かりにくいため、年度毎の目標についても割合（3%）で設定する形に見直されたことによるものである。これにより最終的な目標に対する各年度の実績を割合ベースで検証できるようにしたところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 10有効性等の④効果の政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況の（3）担い手が利用する農地面積の推移について、令和2年度及び3年度の年間集積目標面積及び年間集積増加面積を追記した。</p> <p>② 同項目に令和2年度及び3年度の年間集積目標面積に対する達成状況を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農用地等を取得した場合の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す。以下同じ。）から新たな達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で約3%（14万ha）増加させることを政策目標としており、本措置の延長期間（2年間）において約6%（28万ha）の増加を目指す）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 従来の年度毎の目標値は面積（14万ha）で設定されていたが、担い手が利用する農地面積を80%とする最終的な目標との関係が分かりにくいため、年度毎の目標についても割合（3%）で設定する形に見直されたことによるものである。これにより最終的な目標に対する各年度の実績を割合ベースで検証できるようにしたところである。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）が年度ごとに把握されていない。
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 10有効性等の④効果の政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況の（3）担い手が利用する農地面積の推移について、令和2年度及び3年度の年間集積目標面積及び年間集積増加面積を追記した。
② 同項目に令和2年度及び3年度の年間集積目標面積に対する達成状況を追記した。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 01) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 03)	
	②: 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 01) (個人住民税：外 (自動連動)) (地方税 03)	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用期限を令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間延長する。 <p>《関係条項》</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法 第61条の2、第61条の3 旧第68条の64、旧第68条の65 ：令和2年度税制改正要望における法人税法の一部改正により廃止（令和4年4月1日施行） <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法 第24条の2、24条の3 	
	5	担当部局	農林水産省 経営局 経営政策課
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年6月～8月 分析対象期間：令和元年度～令和6年度

7	創設年度及び改正経緯	<p>平成19年度 創設</p> <p>平成21年度 2年延長・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> i 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ii 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） <p>平成22年度 拡充・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> i 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ii 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 <p>平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し</p> <p>平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更</p> <p>平成26年度 対象交付金の見直し</p> <p>平成27年度 2年延長・拡充・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> i 対象者に認定新規就農者（個人）を追加 ii 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 iii 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 iv 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 <p>平成29年度 1年延長</p> <p>平成30年度 2年延長・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> i 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ii 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外 <p>令和2年度 1年延長</p> <p>令和3年度 2年延長・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> 人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加 <p>令和4年度 対象者要件の見直し</p> <p>農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備</p>	
	8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体の育成・確保を図る</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的な発展に関する施策</p> <p>（1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p>

	① 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。</p> <p>具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを引き続き目指す。</p> <p>また、改正基盤法に基づき、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域計画（人・農地プラン）の取組を促すことにより、担い手が利用する農地面積の割合を8割とする政府目標の達成を目指す。具体的には、担い手が利用する農地面積を1年間で約3%（14万ha）増加させることを政策目標としており、本措置の延長期間（2年間）において約6%（28万ha）の増加を目指す。</p> <p>※ 担い手が利用する農地面積割合について、年間目標値が令和2年度から年間集積面積（14万ha/年）から耕地面積のうち担い手への農地集積面積の割合に変更されたが、目標として設定されている毎年約3%/年増加に相当する面積は14万haとなる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。</p>

10 有効性等	① 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位：法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元（実績）</td> <td>2,977</td> <td>2,128</td> </tr> <tr> <td>2（実績）</td> <td>2,996</td> <td>2,119</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>3,209</td> <td>2,475</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>3,437</td> <td>2,891</td> </tr> <tr> <td>5（見込）</td> <td>3,437</td> <td>2,891</td> </tr> <tr> <td>6（見込）</td> <td>3,437</td> <td>2,891</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一件数。 ※ 令和元年度～令和2年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用数。 ※ 令和3年度及び令和4年度の適用見込数は、前年度適用数に、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第193回国会報告、第208回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」に記載の平成27年度及び令和2年度の適用数を用いて算出した5年間の増加率平均を乗じて算出。令和5年度以降は令和4年度と同額とした。 適用見込数＝前年度適用数×（100%+（5カ年増加率平均）） 見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	令和元（実績）	2,977	2,128	2（実績）	2,996	2,119	3（見込）	3,209	2,475	4（見込）	3,437	2,891	5（見込）	3,437	2,891	6（見込）	3,437	2,891
	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																				
令和元（実績）	2,977	2,128																					
2（実績）	2,996	2,119																					
3（見込）	3,209	2,475																					
4（見込）	3,437	2,891																					
5（見込）	3,437	2,891																					
6（見込）	3,437	2,891																					
② 適用額	<p>【適用額】</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元（実績）</td> <td>213</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>2（実績）</td> <td>220</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>214</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>217</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>5（見込）</td> <td>217</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>6（見込）</td> <td>217</td> <td>168</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税の適用額は同一額。 ※ 令和元年度～令和2年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。 ※ 令和3年度及び令和4年度の適用見込額は、前年度適用額に交付金増加率を乗じて算出。令和5年度以降は令和4年度と同額とした。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	令和元（実績）	213	174	2（実績）	220	171	3（見込）	214	166	4（見込）	217	168	5（見込）	217	168	6（見込）	217	168	
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																					
令和元（実績）	213	174																					
2（実績）	220	171																					
3（見込）	214	166																					
4（見込）	217	168																					
5（見込）	217	168																					
6（見込）	217	168																					

	適用見込額＝前年度適用額×（100%＋（交付金増加率）） 見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。																																																													
③: 減収額	<p>【国税及び地方税における減収額】 [農業経営基盤強化準備金]</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (見込)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> <th>令和 5年度 (見込)</th> <th>令和 6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>32.0</td> <td>33.0</td> <td>32.1</td> <td>32.5</td> <td>32.5</td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6.4</td> <td>4.1</td> <td>4.0</td> <td>4.1</td> <td>4.1</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>18.8</td> <td>19.1</td> <td>18.5</td> <td>18.8</td> <td>18.8</td> <td>18.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>[農用地等を取得した場合の課税の特例]</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (見込)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> <th>令和 5年度 (見込)</th> <th>令和 6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>26.1</td> <td>25.7</td> <td>24.9</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>5.2</td> <td>3.2</td> <td>3.1</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>15.4</td> <td>14.8</td> <td>14.4</td> <td>14.6</td> <td>14.6</td> <td>14.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和元年度～令和2年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）による。</p> <p>※ 令和3年度及び令和4年度の減収見込額は、前年度減収額に交付金増加率を乗じて算出。令和5年度以降は令和4年度と同額とした。見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。</p>						区分 年度	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	法人税	32.0	33.0	32.1	32.5	32.5	32.5	法人住民税	6.4	4.1	4.0	4.1	4.1	4.1	法人事業税	18.8	19.1	18.5	18.8	18.8	18.8	区分 年度	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	法人税	26.1	25.7	24.9	25.3	25.3	25.3	法人住民税	5.2	3.2	3.1	3.2	3.2	3.2	法人事業税	15.4	14.8	14.4	14.6	14.6	14.6
区分 年度	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																																																								
法人税	32.0	33.0	32.1	32.5	32.5	32.5																																																								
法人住民税	6.4	4.1	4.0	4.1	4.1	4.1																																																								
法人事業税	18.8	19.1	18.5	18.8	18.8	18.8																																																								
区分 年度	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																																																								
法人税	26.1	25.7	24.9	25.3	25.3	25.3																																																								
法人住民税	5.2	3.2	3.1	3.2	3.2	3.2																																																								
法人事業税	15.4	14.8	14.4	14.6	14.6	14.6																																																								
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。</p> <p>測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況をみると、令和3年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で99%、農業用機械等で97%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。</p> <p>このように、令和3年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複</p>																																																													

	<p>数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、改正基盤法に基づき、地域計画（人・農地プラン）の作成を促すとともに、その実現に向けて、引き続き本制度を含む関連施策を総合的に講じることにより、地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大等を促す必要がある。</p> <p>(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（令和3年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">①農用地</th> <th>取得計画面積 A</th> <td>1,784ha</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>取得実績 B</th> <td>1,775ha</td> </tr> <tr> <th>達成率 (B/A)</th> <td>99%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">②農業用機械等</th> <th>取得計画台数 A</th> <td>5,303台</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>取得実績 B</th> <td>5,143台</td> </tr> <tr> <th>達成率 (B/A)</th> <td>97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度 (推計)</th> <th>令和 5年度 (推計)</th> <th>令和 6年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地</td> <td>取得計画 1,925ha</td> <td>2,089ha</td> <td>1,784ha</td> <td>1,810ha</td> <td>1,810ha</td> <td>1,810ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>1,915ha 99%</td> <td>2,002ha 96%</td> <td>1,775ha 99%</td> <td>1,800ha 99%</td> <td>1,800ha 99%</td> <td>1,800ha 99%</td> </tr> <tr> <td>農業 用機 械等</td> <td>取得計画</td> <td>5,152台</td> <td>5,164台</td> <td>5,303台</td> <td>5,378台</td> <td>5,378台</td> <td>5,378台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得実績 (達成率)</td> <td>5,113台 99%</td> <td>5,009台 97%</td> <td>5,143台 97%</td> <td>5,216台 97%</td> <td>5,216台 97%</td> <td>5,216台 97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (1)～(2)の令和3年度までの実績値は、地方農政局等を通じて毎年度行っている税制特別適用実績調査（悉皆調査）による。令和4年度～令和6年度の推計値は、令和3年度と令和4年度の予算額の増減率により算出し、令和5年度及び令和6年度は同数とした。</p> <p>本措置は平成19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、令和4年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。</p>						①農用地	取得計画面積 A	1,784ha	取得実績 B	1,775ha	達成率 (B/A)	99%	②農業用機械等	取得計画台数 A	5,303台	取得実績 B	5,143台	達成率 (B/A)	97%			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (推計)	令和 5年度 (推計)	令和 6年度 (推計)	農地	取得計画 1,925ha	2,089ha	1,784ha	1,810ha	1,810ha	1,810ha		取得実績 (達成率)	1,915ha 99%	2,002ha 96%	1,775ha 99%	1,800ha 99%	1,800ha 99%	1,800ha 99%	農業 用機 械等	取得計画	5,152台	5,164台	5,303台	5,378台	5,378台	5,378台		取得実績 (達成率)	5,113台 99%	5,009台 97%	5,143台 97%	5,216台 97%	5,216台 97%	5,216台 97%
①農用地	取得計画面積 A	1,784ha																																																									
	取得実績 B	1,775ha																																																									
	達成率 (B/A)	99%																																																									
②農業用機械等	取得計画台数 A	5,303台																																																									
	取得実績 B	5,143台																																																									
	達成率 (B/A)	97%																																																									
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (推計)	令和 5年度 (推計)	令和 6年度 (推計)																																																				
		農地	取得計画 1,925ha	2,089ha	1,784ha	1,810ha	1,810ha	1,810ha																																																			
	取得実績 (達成率)	1,915ha 99%	2,002ha 96%	1,775ha 99%	1,800ha 99%	1,800ha 99%	1,800ha 99%																																																				
農業 用機 械等	取得計画	5,152台	5,164台	5,303台	5,378台	5,378台	5,378台																																																				
	取得実績 (達成率)	5,113台 99%	5,009台 97%	5,143台 97%	5,216台 97%	5,216台 97%	5,216台 97%																																																				

(3) 担い手が利用する農地面積の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
年間集積目標面積	140,000ha	140,000ha	140,000ha
年間集積増加面積	22,853ha	26,555ha	24,994ha
達成率	16%	19%	18%

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (推計)	令和 5年度 (推計)	令和 6年度 (推計)
面積割合目標	70.3%	73.7%	76.9%	80.0%	80.0%
面積割合実績	58.0%	58.9%	59.8%	60.8%	61.7%
達成率	82%	80%	78%	76%	77%

- ※ 農林水産省 経営局 農地政策課調べ。
- ※ 令和元年度までは、年度ごとの目標値は毎年度 14 万 ha であったが、令和2年度から年度ごとの目標値は担い手が利用する農地面積の割合に変更。
- ※ 令和6年度の目標値については、引き続き担い手への農地利用集積割合を80%とするものとして、令和5年度と同じ値とした。
- ※ 令和4年度に基盤法等の改正を行い、人・農地プランの法定化（地域計画）等の見直しを行ったところであり、担い手への集積面積の増加が見込まれるが、現時点で正確に算出することが困難のため、令和4年度以降の推計面積割合実績については、令和2年度から令和3年度の増加率から算出した。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 本措置を活用した法人経営体を対象とするアンケートにより、農用地等の取得に関して、仮に本措置がなかった場合、予定通りのタイミング（適用年度分）で資産を取得できたかについて聞き取りを行った結果、下記の回答を得た。

適用年度分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	経営体数	割合	経営体数	割合	経営体数	割合
①取得できなかった	70	69%	388	54%	396	61%
②取得できた	15	15%	260	36%	159	25%
③どちらとも言えない	16	16%	69	10%	91	14%
回答数	101		717		646	

※ アンケートは、証明申請受付時に直接接する機会があった経営体

を対象として実施した。実施時期は、令和元年度は令和2年7月、令和2年度は令和3年1月～6月、令和3年度は令和3年4月～令和4年6月に実施。
 なお、令和元年度の結果には、令和2年4月～6月に農用地等の取得を行った経営体を含んでいる。

「① 仮に農業経営基盤強化準備金制度がなかった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得た経営体において、本措置が農用地等の取得に係る直接的な誘因措置として機能していると言える。
 このため、本措置の直接的な効果を以下のとおり推計した。

【準備金による固定資産の取得】
 各年度の達成率に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。
 令和4年度は、令和元年度から令和3年度の直接的な効果があったと見込まれるものの割合の平均値を乗算して推計。令和5年度以降は令和4年度と同数の効果があるものと推計した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農用地達成率	99%	96%	99%
うち直接的効果分	68%	52%	61%
農業用機械等達成率	99%	97%	97%
うち直接的効果分	68%	52%	60%

	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
農用地達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	61%	61%	61%
農業用機械等達成率	97%	97%	97%
うち直接的効果分	60%	60%	60%

【担い手が利用する農地面積】
 各年度の本措置による農用地の取得面積に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農用地取得面積	1,915ha	2,002ha	1,775ha
うち直接的効果分	1,322ha	1,083ha	1,088ha

	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
農用地取得面積	1,800ha	1,800ha	1,800ha
うち直接的効果分	1,107ha	1,107ha	1,107ha

担い手への農地の集積・集約化は、本措置だけでなく、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講じることで達成を目指すものである。本措置においても、令和3年度に農用地1,775haのほか農業用機械等5,143台の取得が行われており、規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしている。

加えて、アンケートにおいては、932経営体のうち713経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、200経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる。

《租税特別措置等が延長されなかった場合の影響》
(分析対象期間：令和4年度～令和6年度)
本措置の今後の活用計画（令和3年度末ベース）は、以下のとおり。

農地等の取得計画	1,149億円
準備金積立残高	743億円
今後の積立等必要額	406億円

※1 税制特別適用実績調査（悉皆調査）による。
2 「本措置の今後の活用計画（令和3年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

担い手の経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要があるが、本措置が延長されない場合には、その投資額の蓄積が進まず、経営規模の拡大が困難となる。その結果、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まず、担い手への農地利用の集積に基大な支障が生じるものと推測される。

⑤: 税収減を是認する理由等
ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金の損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農用地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が9,705百万円となる（いずれも令和3年度）。

農用地への投資が3,941百万円、農業用機械等への投資が20,168百万円となり、農用地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として30,659百万円となる。

生産誘発額の内訳

- ・（直接効果）対象農用地・機械等の生産増加額17,207百万円
- ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金属製品等で13,452百万円

単位：百万円

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
減収額	国 税	5,805	5,865	5,698	5,779	5,779	5,779
	地方税	4,588	4,125	4,007	4,064	4,064	4,064
	計	10,393	9,990	9,705	9,843	9,843	9,843
波及効果 (総額)		31,079	29,491	30,659	31,094	31,094	31,094

※ 減収額の算出根拠は別添1参照
※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行行列係数（98分門）を使用。
※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照

減収額が9,705百万円となるが、農用地、農業用機械等への投資による波及効果は30,659百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。

11 相当性

①: 租税特別措置等によるべき妥当性等
本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。

②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担
経営所得安定対策等の交付金は、その使途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。
一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。

③	地方公共団体が協力をする相当性	農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 令和2年4月～8月（農水01）

1. 減税見込額算出

(1) 対象交付金増減率

対象交付金総額の令和2年度予算額－令和3年度予算額の増減率：(569,082百万円－585,779百万円)÷585,779百万円＝▲2.85%
 対象交付金総額の令和3年度予算額－令和4年度予算額の増減率：(577,150百万円－569,082百万円)÷569,082百万円＝1.42%

(2) 適用件数の算出

適用件数の算出 5ヶ年増加率平均

	平成27年度	令和2年度	平均増加率
適用件数計	3,096	5,115	10.6%
農業経営基盤強化準備金	2,122	2,996	7.1%
農用地等を取得した場合の課税の特例	974	2,119	16.8%

注1) 適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第1)3回・第208回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例の適用件数を記載。
 注2) 平成27年度から令和2年度までの5年間の平均増加率については、以下の計算式により算出した。
 適用件数の平均増加率＝(5,115(令和2年度実績)÷3,096(平成27年度実績))^(1/5)-1＝10.6022106%(小数点第2位を四捨五入)
 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例についても同様の計算式により算出した。

(3) 法人税の適用総額・減税見込額の算出

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農業経営基盤強化準備金	213億円(令和元年度適用総額)×15%(税率)＝32億円(減税額)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	174億円(令和元年度適用総額)×15%(税率)＝26.1億円(減税額)				
農業経営基盤強化準備金	220億円(令和2年度適用総額)×15%(税率)＝33億円(減税額)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	171億円(令和2年度適用総額)×15%(税率)＝25.7億円(減税額)				
農業経営基盤強化準備金	220億円(令和2年度適用総額)×(100%+▲2.85%)交付金増加率＝214億円(令和3年度適用見込額)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	214億円(令和3年度適用見込額)×15%(税率)＝32.1億円(減税額・見込)				
農業経営基盤強化準備金	166億円(令和3年度適用見込額)×15%(税率)＝24.9億円(減税額・見込)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	171億円(令和3年度適用見込額)×(100%+▲2.85%)交付金増加率＝166億円(令和3年度適用見込額)				
農業経営基盤強化準備金	214億円(令和3年度適用見込額)×(100%+1.42%)交付金増加率＝217億円(令和4年度適用見込額)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	217億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝32.5億円(減税額・見込)				
農業経営基盤強化準備金	166億円(令和3年度適用見込額)×(100%+1.42%)交付金増加率＝168億円(令和4年度適用見込額)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	168億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝25.3億円(減税額・見込)				
農業経営基盤強化準備金	166億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝24.9億円(減税額・見込)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	168億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝25.3億円(減税額・見込)				
農業経営基盤強化準備金	217億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝32.5億円(減税額・見込)				
農用地等を取得した場合の課税の特例	168億円(令和4年度適用見込額)×15%(税率)＝25.3億円(減税額・見込)				

減税見込額等算出の基礎としたデータについて

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1) 国税

区分	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)	令和6年度(見込)
対象者数注1	19,809	20,263	21,142	22,060	22,060	22,060
適用件数(法人)注2	2,977	2,996	3,209	3,437	3,437	3,437
適用総額(億円)注3	213	220	214	217	217	217
減税見込額(億円)注4	26.1	25.7	24.9	25.3	25.3	25.3

注1) 対象者数は、農地所有義務法人数(農林水産省経済局調べ)、令和3年度以降は見込み値、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。
 注2) 令和元年度と令和2年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の適用件数を記載した。令和3年度見込みは令和2年度実績(1)2)で算出した適用件数5ヶ年の増加率平均を乗じて算出した。令和4年度も同様の方法で算出し、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。
 注3) 令和元年度と令和2年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の適用総額を記載した。令和3年度見込みは令和2年度実績(1)1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。令和4年度も同様の方法で算出し、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。計算式は1(3)のとおり。
 注4) 減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は1(3)のとおり。

(2) 地方税

区分	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)	令和6年度(見込)
対象者数注1	19,809	20,263	21,142	22,060	22,060	22,060
適用件数(法人)注2	2,977	2,996	3,209	3,437	3,437	3,437
農業経営基盤強化準備金	2,128	2,119	2,475	2,891	2,891	2,891
農用地等を取得した場合の課税の特例	213	220	214	217	217	217
農用地等を取得した場合の課税の特例	174	171	166	168	168	168
農業経営基盤強化準備金	32.0	33.0	32.1	32.5	32.5	32.5
農用地等を取得した場合の課税の特例	26.1	25.7	24.9	25.3	25.3	25.3
減税見込額(百万円)注3	468	468	497	403	403	403

注1) 対象者数は、農地所有義務法人数(農林水産省経済局調べ)、令和3年度以降は見込み値、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。
 注2) 令和元年度と令和2年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の適用件数を記載した。令和3年度見込みは令和2年度実績(1)2)で算出した適用件数5ヶ年の増加率平均を乗じて算出した。令和4年度も同様の方法で算出し、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。
 注3) 令和元年度と令和2年度の減税見込額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の影響額を記載した。令和3年度見込みは令和2年度実績(1)1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。令和4年度も同様の方法で算出し、令和5年度以降は令和4年度と同数とした。計算式は以下の通り。
 【農業経営基盤強化準備金】
 令和3年度見込＝2,322(令和2実績)×(100-2.86)%＝2,256
 令和4年度見込＝2,256(令和3見込)×(100+1.42)%＝2,288

減税見込額等算出の基礎としたデータについて

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第204回・第208回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等」を取得した場合の課税の特例の影響額

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和元年度	農業用機械 (20,735)	不動産 (3,692)
令和2年度	農業用機械 (19,439)	不動産 (3,749)
令和3年度	農業用機械 (20,168)	不動産 (3,941)
令和4年度	農業用機械 (20,454)	不動産 (3,997)
令和5年度	農業用機械 (20,454)	不動産 (3,997)
令和6年度	農業用機械 (20,454)	不動産 (3,997)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和6年度までに資材費を2.5%低減させる。以下同じ。）は、資材の価格という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標とする必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 農業競争力強化支援法に基づき、国が良質かつ低廉な農業資材の供給等農業者の努力だけでは実現することができない構造的な課題を解決するため、本特例措置を講じていることから、その成果として「資材費の低減」を達成目標とすることが妥当である。その上で、物価上昇率を除去することや、ウクライナ情勢に伴う影響（原料供給の不安定化や円安による物価高騰等）を考慮すること等により、他の要因の影響をできるだけ除去した資材費の分析方法を検討したい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する過去の効果（平成29年度、30年度及び令和3年度）が年度ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標に対する過去の効果（令和元年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数7件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 達成目標に対する租税特別措置の直接的効果について、「農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は現時点で2件あり、当該事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役立ち、新工場による生産活動を軌道に乗せることができた。」との報告を受けた。現在、本特例措置を活用中の事業者からも同様に、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している」と説明されているものの、過去の効果（令和元年度0.28%及び令和2年度0.3%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 不足していた平成29年度、30年度の実績及び令和3年度の見込みを評価書に追加した。</p> <p>② 評価書に記載されている数値について算定式を評価書に追加した。</p> <p>③ 「法人企業景気予測調査（内閣府・財務省）」でみると、同法施行以降、景況は悪化し、令和4年4～6月期現在まで回復していないことから、本特例措置を講じた当時に見込んでいた適用数と実際の適用数に乖離がみられたと考えている。本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている。</p> <p>④ まだ事業再編が途中である計画が多く、直接的な効果が出ている事例は限られるが、計画が終了した事例から効果を分析すると、農業者の生産コスト削減に資する資材の生産量を拡大するために、肥料製造設備を再編した事例では、取組みの結果として、低コスト肥料（通常の施肥体系と比較して施肥量の低減、労働時間の低減が見込まれるもの）の生産量が増加しており、当該肥料を利用する農業者の生産コストが10a当たり約</p>

<p>1割低減が可能と推計できることから、本特例措置により直接的な効果が出ていると考えている。</p> <p>⑤ 本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている」との説明では、適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）について、「令和元年度以降見込（単年度）▲0.2%」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数33件（令和4年度）、56件（令和5年度）及び79件（令和6年度）が過去の実績7件（令和3年度）と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する租税特別措置の直接的効果について、「令和元年度以降は、一定割合で低減すると見込んでいる」と説明されているが、将来の効果（令和4年度▲2.3%、5年度▲2.5%及び6年度▲2.5%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 以下について評価書に追加した。</p> <p>令和5年までに資材費を2.5%低減（対平成28年比）させるという目標に対し、平成30年までに1.5%低減しているが、令和元年からの5年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は、便宜的に令和元年から令和5年まで、毎年同率の低減率としている。</p> <p>② 「法人企業景気予測調査（内閣府・財務省）」でみると、同法施行以降、景況は悪化し、令和4年4～6月期現在まで回復していないことから、事業者は設備投資を控えたものと考えているが、今後、多くの事業者の景況が向上くと見通していることから、事業再編の検討が進むと考えている。また、割増償却は設備投資後のキャッシュフローの改善に資することから、事業者はその分を農業者の生産コスト削減に資する資材の生産、販売の拡大等に振り向けることが可能となり、農業者の生産性向上につながる資材が多く生産されるようになることから、達成目標の実現に有効な手段と考えている。</p> <p>③ 今後、事業再編の事例が増加すると見込んでおり、資材費低減に対する影響も増加していくと考えられる。ただし、直接的な効果を予測するためには、当該事例（肥料）以外にも、他の資材（農薬等）についての本特例措置の効果も、今後の事例に即して具体的に分析する必要がある。なお、事後的な効果については、再編事業者へのアンケート等の実施も含めて把握方法を検討する。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 「令和元年からの5年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は、便宜的に令和元年から令和5年まで、毎年同率の低減率としている」との説明では、具体的な算定根拠が明らかにされておらず、将来の効果を達成目標から逆算しているものと考えられることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> <p>② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「日本政策金融公庫による融資や中小企業基盤機構による債務保証」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② 以下について評価書に追加した。</p> <p>本特例措置は事業再編に必要な機械・設備等を導入した場合を対象としており、企業のキャッシュフローの改善に寄与するものである。一方、日本政策金融公庫による融資や中小企業基盤機構による債務保証は新たな設備導入の一助となるが、あくまで資金の借入を容易にするものであり、本特例措置とは目的が異なるものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 02) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
	②: 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 02) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40% (建物及びその附属設備並びに構築物は45%) を割増償却。
	《要望の内容》	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却について、適用期限を令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間延長する。
	《関係条項》	・租税特別措置法 【所得税】 第13条 【法人税】 第46条 旧第68条の33 (令和4年3月31日まで) ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止 (令和4年4月1日施行)
5	担当部局	農林水産省 農産局 技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年5月～8月 分析対象期間：平成29年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設 平成31年度 延長 令和2年度 対象業種に「農業資材 (肥料・農薬・配合飼料・農業機械) の卸売・小売事業」を追加 令和3年度 延長
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。</p> <p>このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成29年5月19日に可決・成立し、同年8月1日より施行された。</p> <p>農業競争力強化支援法第16条第2項において、「政府は、おおむね5年ごとに、(中略)良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされており、また、同法附則により、「最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね2年以内に行うものとする」とされている。このため、小規模で後継者不足が顕在化している農業資材の卸売・小売業の合理化を後押しする観点から、事業再編及び事業参入の対象業種を追加する改正省令を令和2年4月1日に施行した。</p> <p>本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>「農業競争力強化支援法」(抜粋) (平成29年5月19日法律第35号)</p> <p>第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定</p>

		<p>め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2022」 (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>第3章 内外の環境変化への対応</p> <p>(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。</p>																		
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ① 新たな価値の創出による需要の開拓 ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>																		
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として、事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する。 設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、令和6年度までに資材費を2.5%低減させる。</p> <p style="text-align: right;">単位: %</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>▲1.7</td> <td>▲1.9</td> <td>▲2.1</td> <td>▲2.3</td> <td>▲2.5</td> <td>▲2.5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5												

		<p>※ 本事前評価は平成30年度実施分から作成しているため、平成29年度、30年度の目標は設定していない。</p> <p>【(目標の基準値及びその内訳)】 平成28年度産米における10a当たりの資材費18,719円 肥料費9,313円 + 農業薬剤費7,464円 + その他諸材料費1,942円=18,719円 (農林水産省「農業経営統計調査 平成28年度産米生産費」より)</p>																		
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【測定指標】 設備投資や事業再編による経営の合理化に伴う資材価格への反映として米10a当たりの資材費</p> <p>【達成目標実現による寄与】 農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する。 現時点で、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は2件あり、このうちひとつの計画では、 ア 新たな設備投資により工場稼働率の向上 目標: 平成29年度70%に対し令和元年度100% 実績: 令和元年度95% イ 作業の省力化を可能とする生産資材の販売を拡大 目標: 平成29年度比12%増加 実績: 平成29年度比4.9%増加</p> <p>を達成。これらの取組が農業者の施肥量及び施肥作業の省力化、生産コスト削減につながっていくと考えている。</p>																		
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p style="text-align: right;">単位: 件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>33</td> <td>56</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。 ※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。 ※ 平成29年度から令和2年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告)に記載されている適用数と事業者から提出された実施状況報告書に基づく報告数が異なることから、適用実態を反映させるため、事業者からの報告数を用いた。</p>	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	適用数	1	5	5	5	7	33	56	79
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
適用数	1	5	5	5	7	33	56	79												

	<p>※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、事業者からの実績報告。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の適用数は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添1参照。</p> <p>事業者から提出された実施状況報告書に基づく適用数と前回評価時の見込との乖離は、新型コロナの影響による業績不振やその収束が見通せない先行き不安から、設備投資の判断が難しい状況にあるためと考えられる。</p> <p>業界再編を進める上では、設備投資のための多額の資金調達が必要であり、本特例措置により設備投資後のキャッシュフローが改善されれば、事業者はその分を農業者の生産コスト縮減に資する資材等の生産、販売の拡大等に振り向けることが可能となり、農業者の生産性向上につながる資材が多く生産されるようになることから、達成目標の実現に有効な手段であると考えている。</p>																																				
②: 適用額	<p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 29年度 (実績)</th> <th>平成 30年度 (実績)</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (実績)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> <th>令和 5年度 (見込)</th> <th>令和 6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>67.5</td> <td>100.9</td> <td>99.8</td> <td>117.9</td> <td>1,306.0</td> <td>1,822.0</td> <td>2,337.4</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>15.7</td> <td>23.4</td> <td>23.2</td> <td>27.4</td> <td>303.0</td> <td>422.7</td> <td>542.3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>67.5</td> <td>100.9</td> <td>99.8</td> <td>117.9</td> <td>1,306.0</td> <td>1,822.0</td> <td>2,337.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。</p> <p>※ 平成29年度から令和2年度の法人税及び法人事業税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）に記載されている適用数と事業者からの実績報告が異なることから、事業者から提出された実施状況報告書から算出。法人住民税の適用額は、法人税適用額をもとに算出。法人住民税の適用額は、法人税適用額をもとに算出。</p> <p>※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、事業者から提出された実施状況報告書による。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の適用額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。</p>	項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	法人税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4	法人住民税	0	15.7	23.4	23.2	27.4	303.0	422.7	542.3	法人事業税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4
項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																													
法人税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4																													
法人住民税	0	15.7	23.4	23.2	27.4	303.0	422.7	542.3																													
法人事業税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4																													

	<p>※ 別添1参照。</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者を対象としており、法制定時から対象となっている飲食料品製造事業、飲食料品卸売・小売事業、肥料・農薬・配合飼料製造事業に加え、令和2年4月より、肥料・農薬配合飼料・農業機械卸売・小売事業を追加した。このため、特定の者に偏った利用とはならないと考えられる。</p>																																													
③: 減収額	<p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 29年度 (実績)</th> <th>平成 30年度 (実績)</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (実績)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> <th>令和 5年度 (見込)</th> <th>令和 6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>15.7</td> <td>23.4</td> <td>23.1</td> <td>27.4</td> <td>303.1</td> <td>422.7</td> <td>542.3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2.0</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>1.9</td> <td>21.2</td> <td>29.6</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>7.0</td> <td>4.8</td> <td>4.4</td> <td>5.9</td> <td>94.2</td> <td>131.4</td> <td>168.6</td> </tr> <tr> <td>減収額計</td> <td>0.0</td> <td>24.7</td> <td>29.9</td> <td>29.1</td> <td>35.2</td> <td>418.5</td> <td>583.7</td> <td>748.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。</p> <p>※ 平成29年度から令和2年度の法人税減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）に記載されている適用数と事業者からの実績報告が異なることから、事業者から提出された実施状況報告書による。法人住民税及び法人事業税は、法人税減収額をもとに算出。</p> <p>※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、事業者からの実績報告から算出。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の減収額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添1参照。</p>	項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	法人税	0	15.7	23.4	23.1	27.4	303.1	422.7	542.3	法人住民税	0	2.0	1.6	1.6	1.9	21.2	29.6	38.0	法人事業税	0	7.0	4.8	4.4	5.9	94.2	131.4	168.6	減収額計	0.0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8
項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																																						
法人税	0	15.7	23.4	23.1	27.4	303.1	422.7	542.3																																						
法人住民税	0	2.0	1.6	1.6	1.9	21.2	29.6	38.0																																						
法人事業税	0	7.0	4.8	4.4	5.9	94.2	131.4	168.6																																						
減収額計	0.0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8																																						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【達成目標、実績、達成率】</p> <p style="text-align: right;">単位: %</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成30 年度</th> <th>令和元 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> <th>令和4 年度</th> <th>令和5 年度</th> <th>令和6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>▲1.7</td> <td>▲1.9</td> <td>▲2.1</td> <td>▲2.3</td> <td>▲2.5</td> <td>▲2.5</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>▲1.62</td> <td>▲1.50</td> <td>+0.28</td> <td>+0.30</td> <td>▲0.63</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本事前評価は平成30年度実施分から作成しているため、平成29年度、30年度の目標は設定していない。</p> <p>農業競争力強化支援法の施行は平成29年8月1日であるが、</p>	項目	平成 29年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5	実績	▲1.62	▲1.50	+0.28	+0.30	▲0.63				達成率	—	—	0	0	30												
項目	平成 29年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度																																						
目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5																																						
実績	▲1.62	▲1.50	+0.28	+0.30	▲0.63																																									
達成率	—	—	0	0	30																																									

	<p>平成 29 年には 5 件、平成 30 年度には 11 件、令和元年度には 7 件、2 年度には 6 件、3 年度には 5 件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている。また、現在も複数件の相談を受けており、令和 4 年度以降も本特例措置の活用が見込まれている。</p>
	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回評価時（令和 2 年 8 月評価）からの目標として「平成 28 年産米における 10a 当たりの資材費を令和 5 年度までに 2.5%低減する。」こととしており、令和 2 年度実績としては、0.3%の増加となっている（※ 4 及び※ 6）。</p> <p>令和 5 年までに資材費を 2.5%低減（対平成 28 年比）させるという目標に対し、平成 30 年までに 1.5%低減しているが、令和元年から 5 年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの 1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は便宜的に令和元年から令和 5 年まで、毎年同率の低減率としている。</p> <p>令和 3 年度においては、対象となる事業全体で約 600 億円の設備投資が見込まれていたものの、事業者の経営環境の変化等により計画年度ごとの活用とはならず、当初よりも遅れがみられているが、計画期間内での活用は見込まれる状況であり、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる。</p> <p>なお、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は現時点で 2 件あり、当該事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役立ち、新工場による生産活動を軌道に乗せることができた。」との報告を受けた。現在、本特例措置を活用中の事業者からも同様に、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している。</p> <p>※ 1 平成 29 年度の資材低減実績 平成 29 年度実績（単年度）▲1.62% $(18,415 \text{ 円}/10\text{a} (29 \text{ 年度資材費} * 3) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = \blacktriangle 1.62\%$（増減率）</p> <p>※ 2 平成 30 年度の資材低減実績 平成 30 年度実績（単年度）▲1.50% $(18,439 \text{ 円}/10\text{a} (30 \text{ 年度資材費} * 4) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = \blacktriangle 1.50\%$（増減率）</p> <p>※ 3 令和元年度の資材低減実績 令和元年度実績（単年度）+0.28%</p>

	<p>$(18,772 \text{ 円}/10\text{a} (元年度資材費 * 5) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = 0.28\%$（増減率）</p> <p>※ 4 令和 2 年度の資材費低減実績 令和 2 年度実績（単年度）+0.30% $(18,776 \text{ 円}/10\text{a} (2 \text{ 年度資材費} * 6) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = 0.30\%$（増減率）</p> <p>※ 5 令和 3 年度の資材費低減見込 令和 3 年度見込（単年度）▲0.63% $((18,415 \text{ 円}/10\text{a} (29 \text{ 年度資材費} * 3) + (18,439 \text{ 円}/10\text{a} (30 \text{ 年度資材費} * 4) + (18,772 \text{ 円}/10\text{a} (元年度資材費 * 5) + (18,776 \text{ 円}/10\text{a} (2 \text{ 年度資材費} * 6)) \div 4 \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = \blacktriangle 0.63\%$（増減率）</p> <p>※ 6 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、令和 5 年度までに 10a 当たり資材費を 2.5%低減させる。 （平成 25 年度資材費 * 1 18,875 円/10a→平成 28 年度資材費 18,719 円/10a（低減率▲0.8%）。本割合での概ね 2 倍の低減（▲0.8%×5/3×2=▲2.5%）を目指す。）</p> <p>* 1 25 年度資材費 肥料費 9,500 円/10a+農業薬剤費 7,555 円/10a+その他諸材料費 1,820 円/10a=18,875 円/10a</p> <p>* 2 28 年度資材費 肥料費 9,313 円/10a+農業薬剤費 7,464 円/10a+その他諸材料費 1,942 円/10a=18,719 円/10a</p> <p>* 3 29 年度資材費 肥料費 8,872 円/10a+農業薬剤費 7,639 円/10a+その他諸材料費 1,904 円/10a=18,415 円/10a</p> <p>* 4 30 年度資材費 肥料費 8,942 円/10a+農業薬剤費 7,570 円/10a+その他諸材料費 1,927 円/10a=18,439 円/10a</p> <p>* 5 元年度資材費 肥料費 9,065 円/10a+農業薬剤費 7,670 円/10a+その他諸材料費 1,987 円/10a=18,772 円/10a</p> <p>* 6 2 年度資材費 肥料費 9,030 円/10a+農業薬剤費 7,774 円/10a+その他諸材料費 1,972 円/10a=18,776 円/10a</p> <p>（いずれも農林水産省「農業経営統計調査における米生産費調査」結果より）</p>
--	---

		<p>本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づく取組が対象となっており、上記のとおり、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置を延長し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題の解決に向けた取組に対し支援を行い、農業競争力の強化の加速を図ることが重要である。</p> <p>法施行後の運用初期においては、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、その後、事業者の理解も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況である。一方で、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上、設備投資等が落ち込み、事業再編に向けた経営判断が難しい中、本特例措置について、継続的に講ずることで我が国農業生産関連事業者の戦略的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力の強化を推進していく必要がある。</p> <p>仮に本特例措置が延長されない場合、経営環境の厳しい農業資材の販売業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。</p>																																				
⑤: 税収減を是認する理由等		<p>これまでに農業競争力強化支援法の計画申請があったもののうち約半数で本特例措置が活用されることとなっており、設備投資のための有効な措置として機能している。</p> <p>また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p><経済波及効果の試算></p> <p>平成29年度については、6.3百万円（設備の取得価額）を設備投資額とし、その8割（寄与率）の5百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。（平成30年度以降についても、同様に算出。）</p> <p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" data-bbox="439 1206 981 1374"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>24.7</td> <td>29.9</td> <td>29.1</td> <td>35.2</td> <td>418.5</td> <td>583.7</td> <td>748.8</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>5</td> <td>1,665</td> <td>1,647</td> <td>1,665</td> <td>2,234</td> <td>26,819</td> <td>30,379</td> <td>33,939</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>4</td> <td>1,443</td> <td>1,427</td> <td>1,443</td> <td>1,987</td> <td>25,105</td> <td>28,412</td> <td>31,718</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	減収額	0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8	投資額	5	1,665	1,647	1,665	2,234	26,819	30,379	33,939	経済波及効果	4	1,443	1,427	1,443	1,987	25,105	28,412	31,718
項目	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)																														
減収額	0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8																														
投資額	5	1,665	1,647	1,665	2,234	26,819	30,379	33,939																														
経済波及効果	4	1,443	1,427	1,443	1,987	25,105	28,412	31,718																														

		<p>※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行行列係数（98部門）を使用。</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> <p>※ 寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している認定事業者に関与取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として約8割の企業で投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を8割と仮定して効果を算出した。</p>
11 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材及び農産物流通等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちの状況にあることから、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目がある中、これらに関連する各事業者の資金状況や需給状況などにより設備投資は左右される。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であり、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する措置が必要であることから、適用条件が一般的な設備の取得であって、対象者を特定しない税制措置が支援措置として妥当である。</p> <p>本特例措置のほか、認定事業者は、日本政策金融公庫による融資や中小企業基盤機構による債務保証を受けることも可能であり、認定事業者が事業再編計画の取組に必要な支援措置を選択することとなる。</p> <p>なお、本特例措置は事業再編に必要な機械・設備等を導入した場合を対象としており、企業のキャッシュフロー改善に寄与するものである。一方、日本政策金融公庫による融資や、中小企業基盤機構による債務保証は新たな設備導入の一助となるが、あくまで資金の借入を容易にするものであり、本特例措置とは目的が異なるものである。</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業者への良質で低廉な農業資材の供給等に繋がる農業生産関連事業者の事業再編を支援することは、農業の競争力の強化に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献するため。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月（農水02）

別 添 1

○減税見込額積算資料

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成 29 年 8 月 1 日のため、28 年度までは実績なし。

(平成 29 年度実績)

- ①対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：1 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③減収額：15 千円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

○法人住民税

9.7 千円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 1.3 千円

○法人事業税

42 千円 (割増償却による所得減収額) × 6.7% (税率) = 2.8 千円 (所得割減収額)
2.8 千円 × 43.2% (地方法人特別税率 (非外形)) = 1.2 千円 (地方法人特別税減収額)
合計 4 千円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(平成 30 年度実績)

- ①対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③減収額：24.7 百万円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

○法人住民税

15.7 百万円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 2 百万円

○法人事業税 (外形)

67 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.9% (税率) = 1.3 百万円 (所得割減収額)
1.3 百万円 × 414.2% (地方法人特別税率) = 5.3 百万円 (地方法人特別税減収額)
67 百万円 × 0.61% (付加価値割税率) = 0.4 百万円 (付加価値割減収額)
合計 7 百万円

○法人事業税 (非外形)

0.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 6.7% (税率) = 0.03 百万円 (所得割減収額)
0.03 百万円 × 43.2% (地方法人特別税率) = 0.01 百万円 (地方法人特別税減収額)
合計 0.05 百万円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和元年度実績)

- ①対象者数：94,143 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：5 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)
- ③減収額：29.9 百万円

○法人住民税

23.4 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 1.6 百万円

○法人事業税 (外形)

100.6 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.0% (税率) = 1 百万円 (所得割減収額)
1 百万円 × 260% (地方法人特別税率) = 2.6 百万円 (地方法人特別税減収額)
100.6 百万円 × 1.2% (付加価値割税率) = 1.2 百万円 (付加価値割減収額)
合計 4.8 百万円

○法人事業税 (非外形)

0.4 百万円 (割増償却による所得減収額) × 7.0% (税率) = 0.02 百万円 (所得割減収額)
0.02 百万円 × 37.0% (地方法人特別税率) = 0.01 百万円 (地方法人特別税減収額)
合計 0.03 百万円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和 2 年度実績)

- ①対象者数：101,207 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：5 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)
- ③減収額：29.1 百万円

○法人住民税

23.1 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 1.6 百万円

○法人事業税 (外形)

99.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.0% (税率) = 1 百万円 (所得割減収額)
1 百万円 × 260% (特別法人事業税率) = 2.6 百万円 (特別法人事業税減収額)
99.5 百万円 × 0.8% (付加価値割税率) = 0.8 百万円 (付加価値割減収額)
合計 4.4 百万円

○法人事業税 (非外形)

0.3 百万円 (割増償却による所得減収額) × 7.0% (税率) = 0.02 百万円 (所得割減収額)
0.02 百万円 × 37.0% (特別法人事業税率) = 0.01 百万円 (特別法人事業税減収額)
合計 0.03 百万円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和3年度実績)

- ①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）
- ②適用件数：9（法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。）
- ③減収額：35.2百万円

○法人住民税

27.4百万円（法人税減収額）×7%（税率）=1.9百万円

○法人事業税（外形）

101.0百万円（割増償却による所得減収額）×1.0%（税率）=1百万円（所得割減収額）
 1百万円×260%（特別法人事業税税率）=2.6百万円（特別法人事業税減収額）
 101.0百万円×0.7%（付加価値割減税率）=0.7百万円（付加価値割減収額）
 合計 4.3百万円

○法人事業税（非外形）

16.9百万円（割増償却による所得減収額）×7.0%（税率）=1.2百万円（所得割減収額）
 1.2百万円×37.0%（特別法人事業税税率）=0.4百万円（特別法人事業税減収額）
 合計 1.6百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和4年度推計)

- ①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）
- ②適用件数：4年度新規分 29（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）
3年度までの継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③減収額：418.5百万円

a 4年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

2,409百万円（取得額）×0.027（償却率）×9件=585.4百万円
 107百万円（取得額）×0.033（償却率）×2件=7.1百万円
 140百万円（取得額）×0.067（償却率）×2件=18.8百万円
 100百万円（取得額）×0.100（償却率）×2件=20.0百万円
 90百万円（取得額）×0.125（償却率）×2件=22.5百万円
 合計=653.7百万円

機械装置

2,637百万円（取得額）×0.1（償却率）×7件=1,845.9百万円
 1,275百万円（取得額）×0.125（償却率）×4件=637.5百万円
 5百万円（取得額）×0.143（償却率）×1件=0.7百万円
 合計=2484.1百万円

b 法人税減収額

4年度新規分

653.7百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%=68.2百万円…A
 2,484.1百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%=230.5百万円…B
 3年度までの継続分=4.4百万円…C

A+B+C=303.1百万円

○法人住民税

303.1百万円（法人税減収額）×7%（税率）=21.2百万円

○法人事業税

1,306.3百万円（割増償却による所得減収額）×3.4%（税率）=44.4百万円（所得割減収額）
 44.4百万円×76.8%（特別法人事業税税率）=34.1百万円（特別法人事業税減収額）
 1,306.3百万円×1.2%（付加価値割減税率）=15.1百万円（付加価値割減収額）
 合計 94.2百万円

※ 割増償却による所得減収額については、平成30年度から令和4年度までの合計

(令和5年度推計)

- ①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）
- ②適用件数：5年度新規分 23（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）
4年度からの継続分 29（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）
3年度までの継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③減収額：583.7百万円

a 5年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

422百万円（取得額）×0.027（償却率）×5件=57.0百万円
 107百万円（取得額）×0.033（償却率）×2件=7.1百万円
 128百万円（取得額）×0.067（償却率）×5件=42.9百万円
 93百万円（取得額）×0.1（償却率）×3件=28.0百万円
 47百万円（取得額）×0.125（償却率）×3件=17.5百万円
 合計=152.4百万円

機械装置

1,857百万円（取得額）×0.1（償却率）×1件=185.7百万円
 1,863百万円（取得額）×0.125（償却率）×4件=931.3百万円
 合計=1,116.9百万円

b 法人税減収額

5年度新規分

$$152.4 \text{ 百万円 (普通償却額)} \times 45\% \text{ (割増償却率)} \times 23.2\% = 15.9 \text{ 百万円} \cdots A$$

$$1,116.9 \text{ 百万円 (普通償却額)} \times 40\% \text{ (割増償却率)} \times 23.2\% = 103.7 \text{ 百万円} \cdots B$$

4年度からの継続分=298.8百万円…C

3年度までの継続分=4.4百万円…D

$$A+B+C+D=422.7 \text{ 百万円}$$

○法人住民税

$$422.7 \text{ 百万円 (法人税減収額)} \times 7\% \text{ (税率)} = 29.6 \text{ 百万円}$$

○法人事業税

$$1,822.0 \text{ 百万円 (割増償却による所得減収額)} \times 3.4\% \text{ (税率)} = 61.9 \text{ 百万円 (所得割減収額)}$$

$$61.9 \text{ 百万円} \times 76.8\% \text{ (特別法人事業税税率)} = 47.6 \text{ 百万円 (特別法人事業税減収額)}$$

$$1,822.0 \text{ 百万円} \times 1.2\% \text{ (付加価値割税率)} = 21.9 \text{ 百万円 (付加価値割減収額)}$$

合計 131.4百万円

※ 割増償却による所得減収額については、令和元年度から令和5年度までの合計

(令和6年度推計)

①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）

②適用件数：6年度新規分 23（令和5年度推計値と同様）

5年度からの継続分 23（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等
（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

4年度からの継続分 29（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等
（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

3年度の継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）

③減収額：748.8百万円

a 法人税減収額

$$6 \text{ 年度新規分} = 119.6 \text{ 百万円} \cdots A$$

$$5 \text{ 年度からの継続分} = 119.6 \text{ 百万円} \cdots B$$

$$4 \text{ 年度からの継続分} = 298.8 \text{ 百万円} \cdots C$$

$$2 \sim 3 \text{ 年度までの継続分} = 4.4 \text{ 百万円} \cdots D$$

$$A+B+C+D=542.3 \text{ 百万円}$$

○法人住民税

$$542.3 \text{ 百万円 (法人税減収額)} \times 7\% \text{ (税率)} = 38 \text{ 百万円}$$

○法人事業税

$$2,337.4 \text{ 百万円 (割増償却による所得減収額)} \times 3.4\% \text{ (税率)} = 79.5 \text{ 百万円 (所得割減収額)}$$

$$79.5 \text{ 百万円} \times 76.8\% \text{ (地方法人特別税税率)} = 61.0 \text{ 百万円 (地方法人特別税減収額)}$$

$$2,337.4 \text{ 百万円} \times 1.2\% \text{ (付加価値割税率)} = 28.0 \text{ 百万円 (付加価値割減収額)}$$

合計 168.6百万円

※割増償却による所得減収額については、令和2年度から令和6年度までの合計

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

※適用件数について、1件の工場で複数（建屋や附属設備等）の割増償却が活用された（される）場合などは一式（1件）として整理。

2. 適用実績及び適用見込み

単位：件、百万円

	平成 29年度 実績	平成 30年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 見込	令和 5年度 見込	令和 6年度 見込
適用数	1	5	5	5	9	33	56	79
適用額	0.04	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4
減収額合計	0.015	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8

別添1 補足

将来の適用数及び減収額（令和2年度、令和3年度及び令和4年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について

（令和4年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

$2,409$ 百万円（取得額） $\times 0.027$ （償却率） $\times 9$ 件= 585.4 百万円
 107 百万円（取得額） $\times 0.033$ （償却率） $\times 2$ 件= 7.1 百万円
 140 百万円（取得額） $\times 0.067$ （償却率） $\times 2$ 件= 18.8 百万円
 100 百万円（取得額） $\times 0.100$ （償却率） $\times 2$ 件= 20.0 百万円
 90 百万円（取得額） $\times 0.125$ （償却率） $\times 2$ 件= 22.5 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備 (9 件)
 $1,100$ 百万円+ $1,500$ 百万円+ 700 百万円+ $6,500$ 百万円+ $6,500$ 百万円+ 125 百万円+ 125 百万円+ 150 百万円+ $4,980$ 百万円= $21,680$ 百万円
 $21,680$ 百万円 $\div 13$ 件= $2,409$ 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備 (2 件)
 107 百万円+ 107 百万円= 214 百万円
 214 百万円 $\div 2$ 件= 107 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 15 年の建物附属設備 (2 件)
 140 百万円+ 140 百万円= 280 百万円
 280 百万円 $\div 2$ 件= 140 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 10 年の構築物 (2 件)
 100 百万円+ 100 百万円= 200 百万円
 200 百万円 $\div 2$ 件= 100 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 8 年の建物附属設備 (2 件)
 90 百万円+ 90 百万円= 180 百万円
 180 百万円 $\div 2$ 件= 45 百万円（1 件当たり取得額）

○機械装置

$2,637$ 百万円（取得額） $\times 0.1$ （償却率） $\times 7$ 件= $1,845.9$ 百万円
 $1,275$ 百万円（取得額） $\times 0.125$ （償却率） $\times 4$ 件= 637.5 百万円
 5 百万円（取得額） $\times 0.143$ （償却率） $\times 1$ 件= 0.7 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 10 年の機械装置 (7 件)
 704 百万円+ 20 百万円+ $3,000$ 百万円+ 165 百万円+ $4,500$ 百万円+ $4,500$ 百万円+ $5,570$ 百万円= $18,459$ 百万円
 $18,459$ 百万円 $\div 7$ 件= $2,637$ 百万円
- ・耐用年数 8 年の機械装置 (4 件)
 $1,275$ 百万円+ $1,275$ 百万円+ $1,275$ 百万円+ $1,275$ 百万円= $5,100$ 百万円
 $5,100$ 百万円 $\div 4$ 件= $1,275$ 百万円
- ・耐用年数 7 年の機械装置 (1 件)
 5 百万円

（令和5年度及び令和6年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

422 百万円（取得額） $\times 0.027$ （償却率） $\times 5$ 件= 57.0 百万円
 107 百万円（取得額） $\times 0.033$ （償却率） $\times 2$ 件= 7.1 百万円
 128 百万円（取得額） $\times 0.067$ （償却率） $\times 5$ 件= 42.9 百万円
 93 百万円（取得額） $\times 0.1$ （償却率） $\times 3$ 件= 28.0 百万円
 47 百万円（取得額） $\times 0.125$ （償却率） $\times 3$ 件= 17.5 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備 (5 件)
 113 百万円+ 113 百万円+ 113 百万円+ 113 百万円+ $1,660$ 百万円= $2,110$ 百万円
 $2,110$ 百万円 $\div 5$ 件= 422 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備 (2 件)
 107 百万円+ 107 百万円= 214 百万円
 214 百万円 $\div 2$ 件= 107 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 15 年の建物 (5 件)
 60 百万円+ 145 百万円+ 145 百万円+ 145 百万円+ 145 百万円= 640 百万円
 640 百万円 $\div 5$ 件= 128 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 10 年の建物 (3 件)
 93 百万円+ 93 百万円+ 93 百万円= 280 百万円
 280 百万円 $\div 3$ 件= 93 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 8 年の建物附属設備 (3 件)
 47 百万円+ 47 百万円+ 47 百万円= 140 百万円
 140 百万円 $\div 3$ 件= 47 百万円（1 件当たり取得額）

○機械装置

$1,857$ 百万円（取得額） $\times 0.100$ （償却率） $\times 1$ 件= 185.7 百万円
 $1,863$ 百万円（取得額） $\times 0.125$ （償却率） $\times 4$ 件= 931.3 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 10 年の機械装置 (1 件)
 $1,857$ 百万円
- ・耐用年数 8 年の機械装置 (4 件)
 $1,863$ 百万円+ $1,863$ 百万円+ $1,863$ 百万円+ $1,863$ 百万円= $7,450$ 百万円
 $7,450$ 百万円 $\div 4$ 件= $1,863$ 百万円（1 件当たり取得額）

※1 対象設備及び取得額は、当該税制の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取り。

※2 いずれについても、償却方法は定額法にて試算。
償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成30年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
令和元年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
令和2年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
令和3年度	生活関連産業用機械 (246)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (443)
令和4年度	生活関連産業用機械 (6,957)	その他の機械 (7,025)	建築・建設補修 (12,837)
令和5年度	生活関連産業用機械 (7,005)	その他の機械 (8,757)	建築・建設補修 (14,617)
令和6年度	生活関連産業用機械 (7,053)	その他の機械 (10,489)	建築・建設補修 (16,397)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（令和6年度における牛肉（枝肉）生産量51.9万トン。以下同じ。）から新たな達成目標（令和8年度における牛肉（部分肉）生産量37.7万トン。以下同じ。）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 令和2年3月に食料・農業・農村基本計画が改訂され、牛肉の生産努力目標は、平成37年度の52万トン（枝肉）から、国内外の牛肉需要の拡大が見込まれることを背景に、令和12年度の40万トン（部分肉。枝肉換算：57万トン）に上方修正されたことから、本特例の達成目標も同計画の改訂を踏まえて見直し、令和9年度における牛肉（部分肉）生産量として、令和12年度の実績努力目標の令和9年度時点の数値である38.3万トンに変更しました（なお、同計画の牛肉生産量の目標数値は、令和2年3月の改訂を機に枝肉ベースから部分肉ベースに見直されました。部分肉ベースの生産量は、枝肉ベースの生産量×0.7で計算されています）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>																				
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 過去（平成30年度から令和3年度まで）の牛肉（枝肉）生産量に係る目標及び実績値について、各年度の目標値及び実績値は以下のとおりとなっております。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>51.4</td> <td>51.5</td> <td>51.6</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>47.6</td> <td>47.1</td> <td>47.9</td> <td>48.0</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>92.6</td> <td>91.5</td> <td>92.8</td> <td>92.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本特例措置の過去の効果については、前回要望時（令和元年）に目標とした牛肉（枝肉）生産量（平成30年度から令和3年度）について、令和2年度以降、前年度を上回って推移したものの、達成度は91.5%から92.8%にとどまっております。この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛頭数は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大したものの、肉用子牛生産者の高齢化の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量は大幅な増加とはならなかったと考えております。</p> <p>一方で、「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」（食肉鶏卵課実施）では、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てたと回答した者の割合は個人全体の89%、法人全体の85%を占める結果であり、税負担の軽減分は規模拡大等に向けた投資に向けられており、繁殖雌牛頭数や1戸当たりの飼養頭数の増加に寄与したものと考えております。また、今後の本特例措置の税負担の軽減分の活用見込みについても、同様に「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てる予定と回答した者の割合が個人全体の91%、法人全体の84%を占めていることから、本特例措置を継続することにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である令和9年度時点の牛肉（部分肉）生産量の達成に寄与するものと考えています。</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標	51.4	51.5	51.6	51.7	実績	47.6	47.1	47.9	48.0	達成度	92.6	91.5	92.8	92.8
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																
目標	51.4	51.5	51.6	51.7																
実績	47.6	47.1	47.9	48.0																
達成度	92.6	91.5	92.8	92.8																
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、修正された事前評価書における「本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一であると考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で5.2頭、法人で99.5頭が本特例措置の直接的な効果と考えている」との説明では、「補助金の利活用を含めた外部環境は同一である」ことが具体的に明らかにされておらず、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて</p>																				

いない。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標に対する将来の効果（令和4年度から9年度まで）について、「見込の値となることから、目標値と同数を見込実績として設定」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大が進んでおり、非適用者と比較して、個人では約4倍、法人では約4.2倍の水準にある」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

① 達成目標の将来の効果（令和4年度から9年度）について、ご指摘を受け、以下のとおり推計方法を明記して推計しております。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
目標	35.3	35.9	36.5	37.1	37.7	38.3
見込	34.9	35.1	36.1	36.7	37.4	38.3
達成度	98.9	97.8	98.9	98.9	99.2	100.0

※ 令和4年度から令和9年度の見込値は農林水産省食肉鶏卵課試算による数値。
出典：農林水産省「食肉流通統計」「畜産統計」
独立行政法人家畜改良センター「届出情報の統計」

各年度の牛肉（部分肉）生産量（見込値）は、各年度に想定される肥育牛頭数※1×出荷係数※2×部分肉生産係数※3
※1：各年の出生頭数と各品種の肥育期間を基に推計
※2：令和元年度から令和3年度のと畜頭数（実績）と過年度に生産された子牛のうち各年度に出荷が見込まれる子牛頭数（推計）から算出
※3：令和元年度から令和3年度にと畜された頭数（実績）と部分肉生産量（実績）を基に、各品種の1頭あたり部分肉生産量を算出

② 「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」（食肉鶏卵課実施）から、本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一であると考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で5.2頭、法人で99.5頭が本特例措置の直接的な効果と考えております。

区分		令和2年度	令和3年度	増加頭数
特例措置適用者	個人	45.8	51.7	5.9
	法人	949.2	1,099.8	150.6
特例措置非適用者	個人	12.1	12.8	0.7
	法人	208.3	259.4	51.1

※ 農林水産省畜産局食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「※1：各年の出生頭数と各品種の肥育期間を基に推計※2：令和元年度から令和3年度のと畜頭数（実績）と過年度に生産された子牛のうち各年度に出荷が見込まれる子牛頭数（推計）から算出※3：令和元年度から令和3年度にと畜された頭数（実績）と部分肉生産量（実績）を基に、各品種の1頭あたり部分肉生産量を算出」との説明では、算

定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一であると考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で5.2頭、法人で99.5頭が本特例措置の直接的な効果と考えている」との説明では、「補助金の利活用を含めた外部環境は同一である」ことが具体的に明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【農林水産省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
2	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税9) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税4) (所得税：外) (国税9) (個人住民税：外 (自動連動)) (地方税4)
	② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額が100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、個人にあっては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免税し、法人にあっては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。
		《要望の内容》 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長。
		【国税】 ・法人税（令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間） ・所得税（令和6年1月1日～令和8年12月31日までの3年間）
		【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 （令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間）
4	内容	《関係条項》 (法人) ・租税特別措置法 第67条の3 旧第68条の101（令和4年3月31日まで） ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により 廃止（令和4年4月1日施行） (個人) ・租税特別措置法 第25条

		・地方税法附則 第6条
5	担当部局	農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年4月～8月 分析対象期間：平成30年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	創設年度：昭和42年度（地方税は昭和43年度） 改正経緯 令和2年度：3年延長。 平成23年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し（2,000頭から1,500頭）、1頭当たりの売却価額の上限を見直し（交雑種の売却価額の上限を100万円から80万円）。 平成20年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数に上限（2,000頭）を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し（乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円）。 平成17年度：3年延長、適用期間を5年間から3年間に短縮。 昭和55年度：5年延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限（100万円）を設定。
8	適用又は延長期間	【国税】 ・法人税 （令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間） ・所得税 （令和6年1月1日～令和8年12月31日までの3年間） 【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 （令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、高齢化に伴う離農が進展する中、中国における需要増加や昨今のウクライナ情勢に伴う飼料穀物の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な牛肉関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。 このような中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用するこ

	<p>とによって、「食料・農業・農村基本計画」において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標（目標年度令和12年度）達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により肉用牛経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」 ・ 「需要が旺盛な畜産物、（中略）等、国内外の需要の変化に的確に対応した生産・供給を計画的に進める必要」、「国内外の需要に応じた生産を進めるためには、国内農業の生産基盤の強化が必要」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定め（牛肉：40万トン）ているとともに、「令和12年度までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（牛肉：3,600億円）とすることを目指す」とされている。</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和2年3月農林水産省策定）」 ・ 「酪農・肉用牛生産が持つ、『牛乳・乳製品、牛肉の安定供給』、『条件不利な地域も含めた国土の有効活用』、『農村地域の活性化』、『資源循環』等の役割は、今後も必要不可欠なもの」とされている。</p> <p>「農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月21日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」 ・ 「我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業へとしていくことが必要である。このため、生産基盤強化を目的とする関連政策[※]を重点的に推進する」とされている。</p> <p>※「農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）」 ・ 「牛肉・牛乳乳製品の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を目指すためには、高品質な牛肉・牛乳乳製品を安定的に供給できる生産体制を構築する必要」、「2035年度までに和牛の生産量を30万トン（2018年14.5万トン）まで拡大させる」とされている。</p> <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」 ・ 「農林水産物・食品の輸出について、2030年5兆円の目標達成に向け、2025年2兆円の達成を目指す」、「畜産の生産基盤の強化のため、和牛増頭、省力化機械・ICT導入、新規就農者投資、飼料生産を担う外部支援組織の育成、食肉輸出施設整備等を支援する」とされている。</p>
--	--

<p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野] ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>																										
<p>③：達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」において、令和12年度[※]の牛肉（部分肉）の生産量を達成目標としている。</p> <p>※ 目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから令和12年度とした（5年毎に見直し）。</p> <p>※ 中間目標については、租税特別措置の延長期間である令和9年度における生産量を年平均伸び率から推計した。</p> <p>【牛肉生産量の目標】</p> <p style="text-align: right;">単位：万トン</p> <table border="1" data-bbox="1525 783 2063 887"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td>33.0 <51.4></td> <td>33.6 <51.5></td> <td>34.2 <51.6></td> <td>34.8 <51.7></td> <td>35.3</td> <td>35.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1525 916 1991 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量</td> <td>36.5</td> <td>37.1</td> <td>37.7</td> <td>38.3</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 目標値（平成30年度～令和3年度は上段の数値）は現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即したもので、部分肉ベースの数値。</p> <p>※ 平成30年度～令和12年度の年平均伸び率は0.58%となる。</p> <p>※ 比率は「令和12年度 / 平成30年度 =121」となる。</p> <p>※ 平成30年度～令和3年度の下段の目標値（<>内の数値）は、前の食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に則したもので、枝肉ベースの数値。</p> <p>※ 平成25年度の牛肉（枝肉）生産量は51万トン、平成37年度は52万トンであり、平成30年度～令和3年度の目標値は、生産量を年平均伸び率から推計。</p> <p>※ 平成25年度～平成37年度の年平均伸び率は0.16%となる。</p> <p>※ 比率は「平成37年度/平成25年度=102」となる。</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	生産量	33.0 <51.4>	33.6 <51.5>	34.2 <51.6>	34.8 <51.7>	35.3	35.9		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和12年度	生産量	36.5	37.1	37.7	38.3	40
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																					
生産量	33.0 <51.4>	33.6 <51.5>	34.2 <51.6>	34.8 <51.7>	35.3	35.9																					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和12年度																						
生産量	36.5	37.1	37.7	38.3	40																						

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 [測定指標] ・牛肉（部分肉）生産量 ・肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数</p> <p>[達成目標実現による寄与] 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するとともに、供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。</p>																																				
10 有効性等	① 適用数	<p>【法人】</p> <p style="text-align: right;">単位：法人、件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度 実績/見込</th> <th>令和元年度 実績/見込</th> <th>令和2年度 実績</th> <th>令和3年度 見込</th> <th>令和4年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>4,122</td> <td>4,325</td> <td>4,528</td> <td>4,731</td> <td>4,934</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,776</td> <td>1,909</td> <td>1,893</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度 見込</th> <th>令和6年度 見込</th> <th>令和7年度 見込</th> <th>令和8年度 見込</th> <th>令和9年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>5,136</td> <td>5,339</td> <td>5,542</td> <td>5,745</td> <td>5,948</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> <td>1,644</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※ 平成30年度～令和2年度の適用件数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値を採用。 ※ 令和3～9年度の適用数は、直近7カ年（平成26～令和2年度）の適用数の平均値を採用。 ※ 令和2年度以外の「適用の範囲」は令和2年及び平成27年の農林業センサス（農林水産省）の数値を用いた推計値であることから見込である。 ※ 令和2年度の「適用の範囲」は令和2年の農林業センサス（農林水産省）の数値を採用 ※ 適用の範囲、適用数の算出根拠は別添3～5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 ・ 前回要望時において想定した令和2年度の適用者数は1,288件であったが、令和2年度の実績は1,893件であり、想定を上回った。 		平成30年度 実績/見込	令和元年度 実績/見込	令和2年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込	適用の範囲	4,122	4,325	4,528	4,731	4,934	適用件数	1,776	1,909	1,893	1,644	1,644		令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込	適用の範囲	5,136	5,339	5,542	5,745	5,948	適用件数	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644
	平成30年度 実績/見込	令和元年度 実績/見込	令和2年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込																																	
適用の範囲	4,122	4,325	4,528	4,731	4,934																																	
適用件数	1,776	1,909	1,893	1,644	1,644																																	
	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込																																	
適用の範囲	5,136	5,339	5,542	5,745	5,948																																	
適用件数	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644																																	

		<p>【個人】</p> <p style="text-align: right;">単位：人、件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度 実績/見込</th> <th>令和元年度 実績/見込</th> <th>令和2年度 実績</th> <th>令和3年度 見込</th> <th>令和4年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>55,732</td> <td>52,472</td> <td>49,211</td> <td>45,950</td> <td>42,690</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>20,923</td> <td>19,452</td> <td>17,374</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度 見込</th> <th>令和6年度 見込</th> <th>令和7年度 見込</th> <th>令和8年度 見込</th> <th>令和9年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>39,429</td> <td>36,169</td> <td>32,908</td> <td>29,647</td> <td>26,387</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> <td>20,369</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 ※ 所得税及び個人住民税については同一件数。 ※ 平成30年度～令和2年度の適用数は、統計年報（国税庁）の値を採用。 ※ 令和3年度～令和9年度の適用数は直近7カ年（平成26～令和2年度）の適用件数の平均値を採用。 ※ 令和2年度以外の「適用の範囲」は令和2年及び平成27年の農林業センサス（農林水産省）の数値を用いた推計値であることから見込である。 ※ 令和2年度の「適用の範囲」は令和2年の農林業センサス（農林水産省）の数値を採用 ※ 適用の範囲、適用数の算出根拠は別添6及び7のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 ・ 前回要望時において想定した令和2年度の適用者数は20,159件であったが、令和2年度の実績は17,374件であり、想定を下回った。これは、農家戸数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、子牛価格や枝肉価格が低下したことに伴い、本特例措置の利用が減ったためと推察される。 		平成30年度 実績/見込	令和元年度 実績/見込	令和2年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込	適用の範囲	55,732	52,472	49,211	45,950	42,690	適用件数	20,923	19,452	17,374	20,369	20,369		令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込	適用の範囲	39,429	36,169	32,908	29,647	26,387	適用件数	20,369	20,369	20,369	20,369	20,369
	平成30年度 実績/見込	令和元年度 実績/見込	令和2年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込																																	
適用の範囲	55,732	52,472	49,211	45,950	42,690																																	
適用件数	20,923	19,452	17,374	20,369	20,369																																	
	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込																																	
適用の範囲	39,429	36,169	32,908	29,647	26,387																																	
適用件数	20,369	20,369	20,369	20,369	20,369																																	

②: 適用額

【法人】

単位：百万円

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
	実績	実績	実績	見込	見込
適用額	33,862	37,834	32,059	32,379	32,379

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
	見込	見込	見込	見込	見込
適用額	32,379	32,379	32,379	32,379	32,379

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。
 ※ 平成30年度～令和2年度の法人税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値を採用。
 ※ 令和3年度～令和9年度の適用額は、直近7カ年（平成26～令和2年度）の適用額平均値を採用。
 ※ 適用額の算出根拠は別添3～5のとおり。
 なお、適用額については法人税、法人住民税、法人事業税で同一である。

・ 前回要望時において想定した適用額は26,297百万円であったが、適用額は個々の経営における収益性の変動等にも左右されるものの、令和2年度の実績は32,059百万円であり、想定を上回った。

③: 減収額

【法人】

単位：百万円

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
	実績	実績	実績	見込	見込
法人税	2,500	2,600	2,000	2,257	2,257
法人住民税	1,018	1,132	602	989	989
法人事業税	2,996	3,341	2,781	2,864	2,864
減収額計	6,514	7,073	5,383	6,110	6,110

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
	見込	見込	見込	見込	見込
法人税	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257
法人住民税	989	989	989	989	989
法人事業税	2,864	2,864	2,864	2,864	2,864
減収額計	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。

※ 平成30年度～令和2年度の法人税の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は損金算入額であるため、租税特別措置の増減収額試算の値を採用。
 ※ 平成30年度～令和2年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の値を採用。
 ※ 令和3年度～令和9年度の法人税、法人住民税、法人事業税ともに、直近7カ年（平成26～令和2年度）の減収額の平均値を採用
 ※ 減収額計は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添3～5のとおり）。

【個人】

単位：百万円

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
	実績	実績	実績	見込	見込
所得税	13,415	12,260	8,065	8,000	8,000
個人住民税	8,479	7,571	5,495	7,841	7,841
減収額計	21,894	19,831	13,560	15,841	15,841

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
	見込	見込	見込	見込	見込
所得税	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
個人住民税	7,841	7,841	7,841	7,841	7,841
減収額計	15,841	15,841	15,841	15,841	15,841

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。
 ※ 平成30年度～令和2年度の所得税の減収額は、統計年報（国税庁）の値を採用。
 ※ 平成30年度～令和2年度の個人住民税の減収額は、統計年報（国税庁）の特例措置を適用した肉用牛の売却所得金額に住民税10%を乗じた値を採用。
 ※ 令和3年度～令和9年度の所得税の減収額は、法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額（令和4年度）の値を採用。
 ※ 令和3年度～令和9年度の個人住民税の減収額は、直近7カ年（平成26～令和2年度）の減収額の平均値を採用
 ※ 減収額計は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添6及び7のとおり）。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
【牛肉生産量】

単位：万トン、%

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
目標	33.0 <51.4>	33.6 <51.5>	34.2 <51.6>	34.8 <51.7>	35.3	35.9
実績/見込	33.0 <47.6>	33.0 <47.1>	33.5 <47.9>	33.6 <48.0>	34.9	35.1
達成度	- <92.6>	98.2 <91.5>	98.0 <92.8>	96.6 <92.8>	98.9	97.8

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
目標	36.5	37.1	37.7	38.3
見込	36.1	36.7	37.4	38.3
達成度	98.9	98.9	99.2	100

- ※ 農林水産省「食肉流通統計」及び農林水産省食肉鶏卵課試算より。
- ※ 目標値（平成30年度～令和3年度の上段及び令和4年度以降）は、現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即したもので、部分肉ベースの数値。
- ※ 平成30年度～令和3年度の下段の目標値は、前の食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に即したもので、枝肉ベースの数値。
- ※ 平成30年度～令和3年度の実績値は、農林水産省「食肉流通統計」による実績値（上段：部分肉ベース、下段：枝肉ベース）。
- ※ 令和4年度～令和9年度見込値は農林水産省食肉鶏卵課試算による数値。
- 出典：農林水産省「食肉流通統計」「畜産統計」
独立行政法人家畜改良センター「届出情報の統計」

各年度の牛肉（部分肉）生産量（見込値）は、各年度に想定される肥育牛頭数^{※1}×出荷係数^{※2}×部分肉生産係数^{※3}

- ※1：各年の出生頭数と各品種の肥育期間を基に推計
- ※2：令和元年度から令和3年度のと畜頭数（実績）と過年度に生産された子牛のうち各年度に出荷が見込まれる子牛頭数（推計）から算出
- ※3：令和元年度から令和3年度にと畜された頭数（実績）と部分肉生産量（実績）を基に、各品種の1頭あたり部分肉生産量を算出

特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

前回要望時（令和元年）に目標とした牛肉（枝肉）生産量（平成30年度から令和3年度）については、令和2年度以降、前年度を上回って推移したものの、91.5%から92.8%の達成にとどまった。

また、現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即した牛肉（部分肉）生産量（平成30年度から令和3

年度）に対しても、令和2年度以降、前年度を上回って推移したものの、96.6%から98.2%の達成にとどまった。

この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量は大幅な増加とはならなかったと考えられる。

一方で、「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」（食肉鶏卵課実施）では、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てたと回答した者の割合は個人全体の89%、法人全体の85%を占める結果であり、税負担の軽減分は規模拡大に向けた投資向けられている。また、今後の本特例措置の税負担の軽減分の活用見込みについても、同様に「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てる予定と回答した者の割合が個人全体の91%、法人全体の84%を占める結果であり、本特例措置を継続することにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である令和9年度時点の牛肉（部分肉）生産量の達成に寄与する。

【肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数】

単位：頭

	平成 30年 実績	令和 元年 実績	令和 2年 実績	令和 3年 実績
1戸当たりの飼養頭数	52.0	54.1 (55.4)	58.2	61.9

- ※ 農林水産省「畜産統計」より。
- ※ 令和2年度から統計手法が変更されたため、令和2年の集計結果を用いて集計した平成31年の数値を括弧内に参考値として記載。

肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少しているものの、生産基盤の強化に取り組み、繁殖雌牛頭数が増加傾向で推移している。このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 本特例措置の要望に当たり実施した肉用牛経営者を対象とした実態調査（有効回答数約1,800件）によれば、特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大が進んでおり、非適用者と比較して、個人では約4倍、法人では約4.2倍の水準にある。

【特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 2年 実績	令和 3年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	頭	45.8	51.7	112.8%
1戸当たりの牛肉生産量（個人） ^{（※1）}	トン	13.8	15.6	
1戸当たりの頭数（法人）	頭	949.2	1,099.8	115.9%
1戸当たりの牛肉生産量（法人）	トン	286.8	330.8	

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

（※1）1戸当たりの牛肉生産量（推計）＝（1戸当たりの飼養頭数）×（飼養頭数のうち販売される頭数の割合）×（1頭当たりの平均枝肉重量）

- ・飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1戸当たりの平均）
 ：畜産物生産費統計より、1経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
- ・1頭当たりの平均枝肉重量
 ：食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を取引頭数で除して算出

【特例措置非適用者（※2）の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 2年 実績	令和 3年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	頭	12.1	12.8	105.7%
1戸当たりの牛肉生産量（個人） ^{（※1）}	トン	3.7	3.9	
1戸当たりの頭数（法人）	頭	208.3	259.4	124.5%
1戸当たりの牛肉生産量（法人）	トン	62.9	78.0	

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

（※2）特例措置非適用者
 ：実態調査において特例措置を利用しなかった者（赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない）

また、本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の活用を含めた外部環境は同一であると考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で5.2頭、法人で99.5頭が本特例措置の直接的な効果と考えている。

【特例措置適用者・非適用者の1戸当たりの飼養頭数の推移】

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	増加頭数	
特例措置適用者	個人	頭	45.8	51.7	5.9
	法人	頭	949.2	1,099.8	150.6
特例措置非適用者	個人	頭	12.1	12.8	0.7
	法人	頭	208.3	259.4	51.1

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年）」より。

飼養戸数が減少する中、飼養頭数の増加を支えているのは各経営体の規模拡大（1戸当たり飼養頭数の増大）であり、牛肉生産量の目標達成に向けて、直近の牛肉生産量の増加基調を維持・向上する必要があり、特例措置の適用者による規模拡大が不可欠と考えられる。

今後、引き続き本措置を講ずることで、特例措置適用者においては、非適用者に比して積極的に規模拡大が図られる。また、特例措置適用者数は2万件程度で推移しており、本特例措置は、国産牛肉の安定供給に貢献している。

⑤ 税収減を是認する理由等

《税収減を是認するような効果の有無》
 （分析対象期間：平成30年度～令和9年度）
 <経済波及効果の試算>

令和2年度の法人における推定減収額5,383百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使用された割合（85%）に当たる4,576百万円の肉用牛生産に投資したことによる経済波及効果は、生産誘発額として、約11,530百万円となる。

生産誘発額の内訳
 第1次波及効果
 ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額4,343百万円
 ・（間接効果）飼料・運輸等での生産増加額7,187百万円

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成27年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数（100部門）」を使用
 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-1参照
 ※ アンケート調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和3年度農林水産省食肉鶏卵課実施）」を使用

経済波及効果は約 11,530 百万円と推定減収額の 5,383 百万円を上回るため、是認できる。

また、令和 4 年度以降の法人における推定減収額 6,110 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合（84%）に当たる 5,132 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 12,931 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第 1 次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 4,870 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産増加額 8,060 百万円

経済波及効果は約 12,931 百万円と推定減収額の 6,110 百万円を上回るため、是認できる。

よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【法人】

単位：百万円

	平成 30 年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 見込
減収額	6,514	7,073	5,383	6,110
経済波及効果	13,951	15,148	11,530	13,087

	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 見込	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込
減収額	6,110	6,110	6,110	6,110
経済波及効果	12,931	12,931	12,931	12,931

	令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込
減収額	6,110	6,110
経済波及効果	12,931	12,931

一方、個人においても同様に試算すると、令和 2 年度の推定減収額 13,560 百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合（89%）に当たる 12,068 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 30,407 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第 1 次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 11,452 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 18,954 百万円

経済波及効果は約 30,407 百万円と推定減収額の 13,560 百万円を上回るため、是認できる。

また、令和 4 年度以降の個人における推定減収額 15,841 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合（91%）に当たる 14,415 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 36,320 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第 1 次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 13,680 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 22,640 百万円

経済波及効果は約 36,320 百万円と推定減収額の 15,841 百万円に対し、上回るため是認できる。

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成 27 年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数（100 部門）」を使用

※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2-2 参照

※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和 3 年）」より。

よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【個人】

単位：百万円

	平成 30 年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 見込
減収額	21,894	19,831	13,560	15,841
経済波及効果	49,097	44,471	30,407	35,521

	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 見込	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込
減収額	15,841	15,841	15,841	15,841
経済波及効果	36,320	36,320	36,320	36,320

			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和 8年度 見込</td> <td>令和 9年度 見込</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>15,841</td> <td>15,841</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>36,320</td> <td>36,320</td> </tr> </table>		令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	減収額	15,841	15,841	経済波及効果	36,320	36,320
	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込										
減収額	15,841	15,841										
経済波及効果	36,320	36,320										
		<p>本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業の発展等を通じた地域の雇用と所得の創出に資するため、関連産業を含め多大な経済波及効果があると見込まれる。</p>										
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山村振興地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。</p> <p>これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農が進展する中、昨今のウクライナ情勢の緊迫化に伴う飼料穀物や原油等の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。</p> <p>さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>このため、本特例措置により自己資本の充実を図ることで経営全体を支え、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。</p>										
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。</p> <p>そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。</p> <p>また、肉用牛肥育経営安定交付金制度では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が一時的に大きく悪化した際に離農を防ぐためのセーフティーネットとして機能している。</p> <p>一方、本特例措置は、牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受ける肉用牛経営において、前向きな投資による規模拡大等による</p>										

		<p>生産効率の向上によって経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>肉用牛経営は、畑作物等の耕種経営が困難な離島、山村振興地域等の条件不利地域を含め、林地や傾斜地における草資源を利用した飼養等により国土の保全・有効活用に資する。</p> <p>また、肉用牛はと畜後の加工・流通など関連産業の裾野が広く地域の雇用創出に貢献し地域経済の活力維持に資するものである。加えて、都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の振興を図っており、その実現を図るためにも地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月（R1農水03）

1. 減税見込額積算

平成30年度
平成30年度の法人税適用件数: 1,776件 ※1 平成30年度の所得税適用件数: 20,923件 ※4

・法人税……① 2,500百万円 ※2	・所得税……④ 13,415百万円 ※4
・法人住民税……② 1,018百万円 ※3	・個人住民税……⑤ 8,479百万円 ※5
・法人事業税……③ 2,996百万円 ※3	

※1「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第201回国会報告)」(財務省)より
 ※2「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年度)を基に試算した減収額(実績推計)(財務省)より
 ※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第201回国会報告)」(総務省)より
 ※4「統計年報」(国税庁)より
 ※5「統計年報」(国税庁)の総所得金額等額より算出

○減税見込み額

(法人)	
①+②+③	= 6,514 百万円
(個人)	
④+⑤	= 21,894 百万円

2. 適用実績及び適用見込

(法人)

区分	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
適用件数	1,776	1,909	1,893	1,644	1,644
減税見込額(単位:百万円)	6,514	7,073	5,383	6,110	6,110
区分	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用件数	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644
減税見込額(単位:百万円)	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110

(個人)

区分	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
適用件数	20,923	19,452	17,374	20,369	20,369
減税見込額(単位:百万円)	21,894	19,831	13,560	15,841	15,841
区分	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用件数	20,369	20,369	20,369	20,369	20,369
減税見込額(単位:百万円)	15,841	15,841	15,841	15,841	15,841

・令和元年度～令和9年度の適用件数及び減収見込額の実績又は見込みの算出方法は、別添3～7のとおり。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(法人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成30年度	肉用牛 (5,537)		
令和元年度	肉用牛 (6,012)		
令和2年度	肉用牛 (4,576)		
令和3年度	肉用牛 (5,194)		
令和4年度	肉用牛 (5,132)		
令和5年度	肉用牛 (5,132)		
令和6年度	肉用牛 (5,132)		
令和7年度	肉用牛 (5,132)		
令和8年度	肉用牛 (5,132)		
令和9年度	肉用牛 (5,132)		

投入額の考え方

令和3年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額のこれまでの活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が85%であった。令和2年度の減収額5,383百万円の85%に当たる4,576百万円を投入額とした。また、免税相当額のこれからの活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が84%であった。令和4年度以降の減収額6,110百万円の84%に当たる5,132百万円を投入額とした。

別添2-2

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成30年度	肉用牛 (19,486)		
令和元年度	肉用牛 (17,650)		
令和2年度	肉用牛 (12,068)		
令和3年度	肉用牛 (14,098)		
令和4年度	肉用牛 (14,415)		
令和5年度	肉用牛 (14,415)		
令和6年度	肉用牛 (14,415)		
令和7年度	肉用牛 (14,415)		
令和8年度	肉用牛 (14,415)		
令和9年度	肉用牛 (14,415)		

投入額の考え方

令和3年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が89%であった。令和2年度の減収額13,560百万円の89%に当たる12,068百万円を投入額とした。
また、免税相当額のこれからの活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が91%であった。令和4年度以降の減収額15,841百万円の91%に当たる14,415百万円を投入額とした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	法人税
根拠法	措法67の3、措法旧68の101

1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度 実績	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	4 325	4 528	4 731	4 934	5 136
適用件数 (件)	1 909	1 893	1 644	1 644	1 644
適用額 (千円)	37 834 266	32 058 613	32 378 992	32 378 992	32 378 992
減収額合計 (千円)	2,600,000	2,000,000	2,257,143	2,257,143	2,257,143
1件あたり 減収額(千円)	1,362	1,192	1,373	1,373	1,373
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	5 339	5 542	5 745	5 948	
適用件数 (件)	1 644	1 644	1 644	1 644	
適用額 (千円)	32 378 992	32 378 992	32 378 992	32 378 992	
減収額合計 (千円)	2,257,143	2,257,143	2,257,143	2,257,143	
1件あたり 減収額(千円)	1,373	1,373	1,373	1,373	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(2年度) : 「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(元~2年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(元~2年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(元~2年度) : 「租税特別措置の増減収額試算(財務省)」

(2) 適用見込み

① 対象の範囲（2年度を除く各年度）：

$(4,528^{*1} - 3,514^{*2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの増加数

1年当たり 202.8人増加する見込みで推計

※1 「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2 「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均

（26年度：1,224件、27年度：1,417件、28年度：1,581件、29年度：1,708件、30年度：1,776件、元年度：1,909件、2年度：1,893件）

③ 適用額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用額の平均

（26年度：23,437,643千円、27年度：29,748,367千円、28年度：35,605,934千円、29年度：34,106,372千円、30年度：33,861,750千円、元年度：37,834,266千円、2年度：32,058,613千円）

④ 減収額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均

（26年度：1,000,000千円、27年度：2,100,000千円、28年度：2,900,000千円、29年度：2,700,000千円、30年度：2,500,000千円、元年度：26,000,000千円、2年度：2,000,000千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	法人住民税
根拠法	地法 51、措法 67 の 3、措法旧 68 の 101

1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度 実績	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	4,325	4,528	4,731	4,934	5,136
適用数 (件)	1,909	1,893	1,644	1,644	1,644
適用額 (千円)	37,834,266	32,058,613	32,378,992	32,378,992	32,378,992
減収額合計 (千円)	1,132,287	602,445	988,586	988,586	988,586
1件あたり 減収額(千円)	593	318	601	601	601
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	5,339	5,542	5,745	5,948	
適用数 (件)	1,644	1,644	1,644	1,644	
適用額 (千円)	32,378,992	32,378,992	32,378,992	32,378,992	
減収額合計 (千円)	988,586	988,586	988,586	988,586	
1件あたり 減収額(千円)	601	601	601	601	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲（2年度）：「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用数（元～2年度）：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」
- ③ 適用額（元～2年度）：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」
- ④ 減収額合計（元～2年度）：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」

税制措置の適用実績及び適用見込み

(2) 適用見込み

① 対象の範囲（2年度を除く各年度）：

 $(4,528^{*1} - 3,514^{*2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの減少数

1年当たり202.8人増加する見込みで推計

※1 「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2 「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

② 適用数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用数の平均

(26年度：1,224件、27年度：1,417件、28年度：1,581件、29年度：1,708件、30年度：1,776件、元年度：1,909件、2年度：1,893件)

③ 適用額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用額の平均

(26年度：23,437,643千円、27年度：29,748,367千円、28年度：35,605,934千円、29年度：34,106,372千円、30年度：33,861,750千円、元年度：37,834,266千円、2年度：32,058,613千円)

④ 減収額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均

(26年度：1,033,952千円、27年度：1,014,806千円、28年度：1,089,292千円、29年度：1,029,535千円、30年度：1,017,784千円、元年度：1,132,287千円、2年度：602,445千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	法人事業税
根拠法	地法72、措法67の3、措法旧68の101

1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度 実績	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	4,325	4,528	4,731	4,934	5,136
適用件数 (件)	1,909	1,893	1,644	1,644	1,644
適用額 (千円)	37,834,266	32,058,613	32,378,992	32,378,992	32,378,992
減収額合計 (千円)	3,340,745	2,780,638	2,864,302	2,864,302	2,864,302
1件あたり 減収額(千円)	1,750	1,469	1,742	1,742	1,742
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	5,339	5,542	5,745	5,948	
適用件数 (件)	1,644	1,644	1,644	1,644	
適用額 (千円)	32,378,992	32,378,992	32,378,992	32,378,992	
減収額合計 (千円)	2,864,302	2,864,302	2,864,302	2,864,302	
1件あたり 減収額(千円)	1,742	1,742	1,742	1,742	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲（2年度）：「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数（元～2年度）：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」
- ③ 適用額（元～2年度）：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」
- ④ 減収額合計（元～2年度）：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」

税制措置の適用実績及び適用見込み

(2) 適用見込み

- ① 対象の範囲（2年度を除く各年度）：
 $(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの減少数
 1年当たり202.8人増加する見込みで推計
 ※1「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
 ※2「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均
 （26年度：1,224件、27年度：1,417件、28年度：1,581件、29年度：1,708件、30年度：1,776件、元年度：1,909件、2年度：1,893件）
- ③ 適用額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用額の平均
 （26年度：23,437,643千円、27年度：29,748,367千円、28年度：35,605,934千円、29年度：34,106,372千円、30年度：33,861,750千円、元年度：37,834,266千円、2年度：32,058,613千円）
- ④ 減収合計額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均
 （26年度：2,060,591千円、27年度：2,706,931千円、28年度：3,151,527千円、29年度：3,013,318千円、30年度：2,996,363千円、元年度：3,340,745千円、2年度：2,780,638千円）

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	所得税
根拠法	措法25

1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度実績/ 一部推計	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	52,472	49,211	45,950	42,690	39,429
適用件数 (件)	19,452	17,374	20,369	20,369	20,369
減収額合計 (千円)	12,260,000	8,065,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
1件あたり 減収額(千円)	630	464	393	393	393
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	36,169	32,908	29,647	26,387	
適用件数 (件)	20,369	20,369	20,369	20,369	
減収額合計 (千円)	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	
1件あたり 減収額(千円)	393	393	393	393	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲（2年度）：「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数（元～2年度）：「統計年報（国税庁）」
- ③ 減収額合計（元～2年度）：「統計年報（国税庁）」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲（2年度を除く各年度）：
 $(65,514^{※1} - 49,211^{※2}) \div 5 = 3,260.6$ … 1年当たりの減少数
 1年当たり3,260.6人減少する見込みで推計
 ※1「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
 ※2「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

税制措置の適用実績及び適用見込み

- ② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均
 （26年度：19,005件、27年度：21,291件、28年度：23,256件、29年度：21,282件、30年度：20,923件
 元年度：19,452件、2年度：17,374件）
- ③ 減収額（3～9年度）：財務省「法人税関係以外の租税特別措置法の増減収見込額（令和4年8月）」

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
税目	個人住民税
根拠法	地法附6

1 適用実績及び適用見込み

	元年度実績/ 一部推計	2年度実績/ 一部推計	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
適用の範囲 (人 法人)	52,472	49,211	45,950	42,690	39,429
適用件数 (件)	19,452	17,374	20,369	20,369	20,369
減収額合計 (千円)	7,571,100	5,495,200	7,840,729	7,840,729	7,840,729
1件あたり 減収額(千円)	389	316	385	385	385
	6年度 見込み	7年度 見込み	8年度 見込み	9年度 見込み	
適用の範囲 (人 法人)	36,169	32,908	29,647	26,387	
適用件数 (件)	20,369	20,369	20,369	20,369	
減収額合計 (千円)	7,840,729	7,840,729	7,840,729	7,840,729	
1件あたり 減収額(千円)	385	385	385	385	

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲（2年度）：「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数（元～2年度）：「統計年報（国税庁）」
- ③ 減収額合計（元～2年度）：

$$[\text{総所得金額等額}^{\ast 1}] \times [\text{税率（都道府県、市町村）}^{\ast 2}]$$

$$\ast 1 \text{ 「統計年報（国税庁）」 } \quad \ast 2 \text{ 都道府県 } 4\% \text{、市町村 } 6\%$$

別添 7

(2) 適用見込み

① 適用の範囲（2年度を除く各年度）：

$$(65\,514^{*1} - 49\,211^{*2}) \div 5 = 3\,260.6 \dots 1 \text{年当たりの減少数}$$

1年当たり3,260.6人減少する見込みで推計

※1 「平成27年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

※2 「令和2年農林業センサス（農林水産省）」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

② 適用件数（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の適用件数の平均

（26年度：19,005件、27年度：21,291件、28年度：23,256件、29年度：21,282件、30年度：20,923件、元年度：19,452件、2年度：17,374件）

③ 減収額（3～9年度）：直近7カ年（26～2年度）の減収額の平均

（26年度：4,971,700千円、27年度：7,740,700千円、28年度：10,951,300千円、29年度：9,676,000千円、30年度：8,479,100千円、元年度：7,571,100千円、2年度：5,495,200千円）